

# 川口市母子・父子自立支援員追加募集要領

令和6年10月  
川口市

## 1 目的

川口市におけるひとり親のかたへの相談・支援業務を行うことで、精神的及び経済的な自立を促すことを目的として、児童扶養手当支給事業や母子父子寡婦福祉資金貸付事業等をはじめとした各種支援事業を円滑に実施するため、公務員の身分を有する専門の相談員の『母子・父子自立支援員』に、欠員が生じたため追加募集します。

## 2 職務内容

- ① ひとり親などの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び支援に関する業務
- ② 上記手当や貸付けのほか、ひとり親支援に関する相談、受付業務や返済等に関する業務  
【文書の送付や電話連絡、家庭訪問等にも対応していただきます。】

## 3 服务内容

- ① 原則として月～金曜日のうち週4日勤務とします。(シフト制)  
【状況により土・日曜日や休日の勤務に従事いただく場合があります。】
- ② 勤務時間は、8時30分から17時15分までの間の7時間を基本とします。  
【相談の状況により、上記の時間を変更した勤務時間となる場合があります。】
- ③ 休憩時間は、1時間とします。
- ④ 勤務時間内に必要に応じて研修等に参加するものとします。
- ⑤ 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

## 4 報酬 月額19万円程度(賞与及び交通費は別途支給)

※採用時期により日割りでの支給となる場合があります。

## 5 退職金 支給しません

## 6 社会保険 加入します

## 7 雇用期間 雇用開始日から令和7年3月31日(月)まで

※採用時期により、雇用開始は要相談可(令和6年11月1日以降となります。)

【採用から1か月間は条件付採用期間となります。】

## 8 勤務場所 川口市役所第二庁舎4階 子育て支援課内

【出張相談等により、勤務場所以外で相談等を受ける場合があります。】

## 9 応募資格(下記①～④のいずれかに該当するかた)

- ① 児童扶養手当等に関する業務の実務経験があるかた
- ② 福祉資金貸付金の貸付け等に関する業務の実務経験があるかた
- ③ 就業・自立支援に関する業務の実務経験があるかた
- ④ その他、上記に準ずる経験があるかた

## 10 必要な技能

- ① ひとり親のかたに対し、親身になって相談・支援業務を行えること
- ② ワード、エクセル等を使用した文書作成やシステム操作ができること

## 11 その他望ましいスキル等

- ① 福祉に関する各種資格
- ② ファイナンシャルプランナー及びこれに類する資格
- ③ 英語、中国語の日常会話能力

## 12 募集人数 1名

### 13 応募方法

市ホームページ掲載の指定履歴書（写真貼付）をダウンロードいただき、子育て支援課へ持参または郵送（必着）してください。

なお、資格等をお持ちのかたは、資格証の写しを添付してください。

※電話受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分から17時15分まで

※提出いただいた書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

### 14 選考方法 一次審査（書類）及び二次審査（面接）により選考し、後日結果を連絡します。

① 一次審査 提出いただいた書類を基に選考を行います。

② 二次審査 一次審査を通過したかたを対象に、個人面接を実施し選考を行います。

【面接日時及び場所を一次審査の結果と併せてご連絡します。】

※一次審査中であっても、採用候補者が決定した場合、採用選考を終了します。

### 15 郵送・連絡先

川口市子ども部子育て支援課 支援係

住所：〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 電話：048-258-1114（直通）

### 16 その他

① いただいた個人情報は、採用審査にのみ使用し、これ以外の目的には一切使用しません。

② 選考結果は、応募いただいたかたに個別に通知します。なお、選考の過程や他の応募者に関する内容等については一切お答えできませんのでご了承ください。